

<議員提出議案第 号 堺市議会基本条例の一部を改正する条例>

堺市議会基本条例（平成25年条例第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、前条各号に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（議員の役割及び活動原則）</u></p> <p>第4条 議員は、その役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（5） 議員として、高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行すること。</u></p>	<p>（議会の役割及び責務）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>2 議会は、前項各号に掲げる役割のうち、災害等の発生時においても迅速に対応する必要があると認めるものについて、継続してこれを担い、その責務を負うものとする。</u></p> <p><u>3 前項の規定により継続して担うべき役割及びこれに係る責務に関する計画は、議長が別に定めるものとする。</u></p> <p>（議会の活動原則）</p> <p>第3条 議会は、<u>前条第1項各号</u>に掲げる役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p><u>（議員の活動原則及び職務）</u></p> <p>第4条 議員は、<u>高い倫理性を保持し、誠実かつ公正に職務を遂行することを活動原則とし、議会の議事に参与するほか、主に次に掲げる職務を行うものとする。</u></p> <p>（1）～（4） （略）</p>